

平成 18 年 12 月 14 日  
改訂 平成 24 年 09 月 01 日  
印刷インキ工業連合会

## リサイクル対応型 UV インキの暫定業界基準と運用について〈改訂-3〉

印刷インキ工業連合会は平成 18 年 3 月発行の財団法人古紙再生促進センターと社団法人日本印刷産業連合会による「古紙リサイクル対応型シール・UV インキの標準試験法確立と評価基準設定に関する調査報告書」に基づき、リサイクル対応型 UV インキの業界暫定基準を定め、運用してきた。また新たに開発された省エネルギー対応型高感度 UV システム（LED システム、ハイブリッド UV システム、省エネ UV システム）用の高感度 UV インキについても、リサイクル対応型 UV インキとして運用できるように標準試験法の一部を改訂してきた。

従来からの標準試験法および評価基準についての見直しを上記関連 2 法人と協働して実施<sup>\*3</sup> し、それらの一部を改訂した。

### < 記 >

下記基準を満たす UV インキをリサイクル対応型 UV インキとする。

#### 1. 基準

##### 1) 標準試験法

「古紙リサイクル対応型シール・UV インキの標準試験法確立と評価基準設定に関する調査報告書」<sup>\*1</sup>の標準試験法とする。（別紙参照）また近年実用化された省エネルギー対応型高感度 UV システム用の高感度 UV インキについては、平成 23 年 3 月発行の「リサイクル対応型印刷物製作のための印刷資材調査及び普及促進に関する調査報告書」<sup>\*2</sup>の図表 2-7 に示す [付則] を現行標準試験法に追加する。インキの展色・硬化・乾燥については印刷機での作成も可とする。（本機硬化条件は同図表 2-6 参照）

標準試験法における[1.試料]の作成条件については、作成部門で用紙、インキ銘柄、試料提出片数枚（展色物）、脱墨手抄きサンプル（脱墨試験依頼時入手要請、要）等の諸条件を記録し保管する。

試験評価項目は現行のダート面積に粗大ダート（粗大夾雑物）を追加し、参考値として白色度も測定項目に追加する。

\*1：平成 17 年度「古紙リサイクル対応型シール・UV インキの標準試験法確立と評価基準設定に関する調査報告書」

\*2：平成 22 年度「リサイクル対応型印刷物製作のための印刷資材調査及び普及促進に関する調査報告書」

\*3：平成 23 年度「リサイクル対応型 UV インキ標準試験法及びデジタル印刷物のリサイクル適性に関する調査報告書」

（公益財団法人古紙再生促進センター・社団法人日本印刷産業連合会）より

## 2) 評価基準

標準試験法による3回 (n=3) の試験で測定し、評価する。

①3回の試験で測定されたダート面積が、3回とも1平方メートル当りに換算して、1300mm<sup>2</sup>/m<sup>2</sup>未満 (21.7mm<sup>2</sup>/167cm<sup>2</sup>未満) であること。

②3回の試験で測定された、0.3mm<sup>2</sup>以上の面積の粗大ダートが測定された回数が1回以下であること。

0.3mm<sup>2</sup>以上の粗大ダートについては分布個数表示とし、3回の試験のうち2回以上で存在が認められた場合は不合格とする。

※白色度は評価基準には定めないが参考値とし、測定は実施する。

①、②の2つの条件をともに満たすものをリサイクル対応型 UV インキとする。

## 2. 運用

印刷インキ工業連合会会員会社は、上記「1. 基準」の2) の評価基準を満たした製品を、リサイクル対応型 UV インキ適合品とすることができる。

なお、標準試験法に用いる試験機器で、構造および性能に関する仕様が標準化されていないスキャナー等については、当面、富士工業技術センターで使用したものを標準とする。

以上